

(設置)

第1条 成城大学教育イノベーション委員会（以下「教育イノベーション委員会」という。）のもとに、教育イノベーション委員会規則（以下「規則」という。）第6条に基づく常設の小委員会として、FD・SD小委員会（以下「小委員会」という。）を置く。

(業務)

第2条 小委員会は、規則第3条第1号に定める、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施（以下「FD活動」という。）に関して、以下の事項について審議し、これを実施する。

- (1) FD活動の企画立案
- (2) FD活動の実施計画の立案
- (3) FD活動の点検
- (4) FD活動の公表及び報告書の作成
- (5) FD活動に関する情報の収集と提供
- (6) その他、FD活動に関する事項

2 小委員会は、規則第3条第2号に定める、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るための、学長及び教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修の機会を設けることその他必要な取組（以下「SD機会提供等」という。）に関して、以下の事項について審議し、これを実施する。

- (1) SD提供等の企画立案
- (2) SD提供等の実施計画の立案
- (3) SD提供等の点検
- (4) SD提供等の公表及び報告書の作成
- (5) SD提供等に関する情報の収集と提供
- (6) その他、SD提供等に関する事項

(組織等)

第3条 小委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 教育イノベーション委員会委員長
- (3) 教育イノベーションセンター長
- (4) 教務部長
- (5) 規則第4条第1項第5号の委員のうち、各学部1名
- (6) 規則第4条第1項第6号の委員
- (7) 全学共通教育運営協議会議長
- (8) 大学事務局長
- (9) 教育イノベーション委員会委員長が必要と認めた者若干名

2 前項第9号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

- 1 この規則は、平成27年5月26日から施行する。
- 2 成城大学FD委員会規程（平成20年2月26日制定）は、廃止する。
- 3 この規則の制定時における委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成29年4月30日までとする。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。